

オープンサイエンス小委員会規則（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、法人運営基本規則に基づき、オープンサイエンス小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる業務を担当する。

- （1）オープンサイエンスに関する委員間の情報交換を行い、また推進方策について議論を行う。
- （2）必要に応じて、上記（1）の結果にもとづき情報システム委員会および理事会へ報告または提言を行う。
- （3）その他、情報システム委員会の要請に基づき、オープンサイエンスに関連する業務を担当する。

（構成）

第3条 本小委員会には委員のほか、小委員会委員長の承認によりオブザーバおよびアドバイザーを適宜置くことができる。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の任期）

第5条 本小委員長及び副小委員長の任期は、委員の任期による。